令和9年度
江東きっずクラブB登録
利用案内

江東きっずクラブB登録（学童クラブ）の入会を希望する方は、必ず利用案内を確認のうえご申請ください。

◆令和９年４月１日入会の募集期間

（4月1日以外の入会日については、P.2を参照）

	募集期間	書類の提出先※2	結果通知の発送時期
集中募集※1	**令和8年12月1日（火）～12月15日（火）**	**第一希望のきっずクラブ(P.14～15のクラブ一覧を参照)**	2月下旬送付※3
二次募集	令和8年12月16日（水）～ 令和9年 1月29日（金）		3月上旬送付
三次募集	令和9年　2月 1日（月）～ 令和9年 3月15日（月）		3月下旬送付

※1　**集中募集期間中に申請した方を優先的に審査します**。定員に達した場合は、保留（入会を待つ状態）になる場合があります。

※2　江東区役所では受け付けを行っておりません。入会を希望されるクラブへ直接ご持参ください。

※3　入会が承認された後、入会説明会を3月上旬ごろに各きっずクラブで行います。日時につきましては、2月上旬ごろに区ホームページに掲載しますので、ご確認いただくようお願いいたします。

◆受付時間

第一希望の各クラブ事務室にて、下記の時間に受け付けをいたします。

【受付日】　月曜日～金曜日　（※土日・祝日・年末年始は受け付けしておりません）

【受付時間】**10時30分　～　19時00分**

●江東きっずクラブ潮見・亀戸第三児童館に入会希望の方の受付時間は、9時30分～18時00分になります。

●申請時に書類の確認をしています。そのため、お子様がいる時間帯の受け付けは時間がかかる場合があります。可能な限り、上記受付時間の午前中(育成時間外)に申請いただくようご協力ください。

◆申請に関する注意事項

●江東きっずクラブB登録は、年度ごとに審査を行います。現在利用中の方も、必ず年度ごとにご申請ください。

→審査の結果、現在利用中の方も保留となる場合があります。審査基準はP.8をご覧ください。

●ご提出いただいた書類に不備や不足がある場合、受け付けはできません。
そのため、各募集期間の最終日に申請をされますと、期間中の手続きが間に合わなくなる場合があります。
余裕を持ってご申請いただくようお願いいたします。

●申請の段階で、利用料に滞納がある方の申請は受け付けできません（兄弟姉妹分含みます）。

●集中募集期間中の申請者数が10人以下になる「学校外クラブ（P.15参照）」は、休室する場合があります。

◆区ホームページ

●区のホームページにて、利用申請書・就労証明書などの書類をエクセル・PDF形式で配布しております。
右の二次元コードの「令和9年度江東きっずクラブB登録の児童募集について」をご参照ください。

▲区ホームページ

目　次

＊本紙における「小学校」の記載は、義務教育学校の前期課程を含みます。

1　江東きっずクラブB登録について

○申請の条件と入会可能な期間 … P.2
○A登録とB登録の違い … P.3
○利用可能なクラブ … P.3

2　申請方法

○申請方法と提出書類 … P.4
○申請から利用までの流れ … P.4
○延長利用について … P.5
○入学する学校が確定していない方について … P.5
○産休・育休中の方の利用（申請）について … P.5
○休職・求職中の方の利用（申請）について … P.6
○各種手続きについて … P.6

3　費用

○費用とお支払い方法 … P.7
○費用の減額・免除・助成 … P.7

4　審査方法

○審査方法について … P.8
○入会基準表 … P.8

5　障害等のあるお子様について

○受け入れ、通所について … P.9
○審査方法について … P.9
○医療的ケアが必要なお子様の申請について … P.9

6　よくあるご質問（P.10～12）

7　土曜江東きっずクラブについて

○運営内容 … P.13
○土曜江東きっずクラブ一覧 … P.13
○申請方法 … P.13

8　クラブ一覧（P.14～15）

1　江東きっずクラブB登録について

申請の条件と入会可能な期間

◆お子様の条件について（以下の①～③の要件を全て満たすお子様が対象です）

①入会日時点で江東区に住所があること（申請の段階では、区外の住所でも手続きが可能です）
②小学校1～3年生、または障害等のある小学校4～6年生
※4～6年生は、特別支援教室・特別支援学級・特別支援学校に在籍していることが条件になります。
※インターナショナルスクールは令和9年4月1日時点で満6～8歳の児童が対象となります。
③保護者の就労や疾病等により、放課後に家庭で適切な保護が受けられないこと

◆保護者の条件について（以下のいずれかの要件を満たす方が主な対象です）

①就労している場合：週3日以上、8時～13時を除く時間帯で就労している方
②看護や介護をしている場合：週３日以上、看護や介護をしている方
③就学や技術習得をしている場合：週3日以上、自宅外で13時～17時の間に2時間以上学んでいる方
④療養や通院等をしている場合：疾病等により、2か月以上の療養、通院等を要する方
⑤身体、知的障害等により日常生活に制限を受ける方
⑥死亡、行方不明等で両親のいないお子様を養育している方

◆入会日と募集期間（下表のとおり募集期間に応じて入会日が決まります）

入会日	募集期間	結果通知の発送予定日
4月1日	12月1日～3月15日	2月下旬～3月下旬
各月の１日	前月の1日～15日 例：5月1日申請→6月1日入会	申請した月の20日頃
各月の15日	前月の16日～末日 例：5月16日申請→6月15日入会	申請した月の翌月5日頃

A登録とB登録の違い

きっずクラブにはA登録とB登録の2種類があります。A登録はお子様に遊びの場を提供する「放課後子ども教室」、B登録は保護者が日中に就労等をしているご家庭のお子様に生活の場を提供する「学童クラブ」として運営しています。

項目	A登録	B登録
場所	小学校内の特別教室・普通教室・校庭・体育館など（専用室無し）	小学校内（専用室・特別教室・普通教室など）・児童館内・集合住宅内の専用室など
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
定員	なし	あり
開設時間	◆学校運営日：放課後～17時00分 ◆学校休業日（夏休み等）：9時00分～17時00分 ※朝と夜に延長可能（追加料金有）	◆学校運営日：放課後～18時00分 ◆学校休業日（夏休み等）：8時00分～18時00分 ※一部除き19時00分まで延長可能（追加料金有）
対象児童	1～6年生（加療介助除く）	1～3年生、障害等のある4～6年生
利用要件	なし	保護者が就労等をしている
土曜江東きっずクラブ	利用不可（B登録が保留の場合は利用可能）	利用可能
おやつの提供	なし	あり
費用	（年額）登録料500円・保険料500円 延長に係るスポット料金 （日額）500円／月上限6,000円	（月額）利用料5,000円　もしくは　6,000円 （年額）保険料500円・（月額）間食費1,500円
利用開始日	4月当初を除き、最短で申請の翌日から	各月、1日か15日の入会（事前の申請が必要）
活動内容	お子様に遊びの場を提供する、「放課後子ども教室」です。学習をするのも、遊ぶのも自由です。出欠の確認は行っていません。	保護者に代わって生活の場所を提供する「学童クラブ」です。学習時間、おやつの時間、遊びの時間などがあり、出欠の確認を行っています。

※A登録、Ｂ登録ともに入室と退室時に保護者へ通知が届く「連絡帳アプリ」を導入しています。

※A登録の詳細は、2月頃に配布する案内冊子や、区ホームページなどをご確認ください。

利用予定の日数、時間が少ない方や、B登録を保留になった方はA登録の利用をご検討ください。

利用可能なクラブ

江東きっずクラブB登録は、小学校の中や隣接する建物内にある「学校内クラブ」と、児童館や集合住宅等にある「学校外クラブ」があります（運営内容は同じです）。お子様の在籍する学校によって、申請できるクラブが異なります。また、申請の際には、第一希望と第二希望の2施設まで同時に申し込みが可能です。（書類の提出先は第一希望のクラブです）

江東区立小学校に在籍するお子様

【学校内クラブ】　在籍している学校内のクラブのみ利用可能

【学校外クラブ】　いずれのクラブも利用可能（江東きっずクラブ東雲第二と江東きっずクラブ辰巳児童館は要件があります。P.15参照）

江東区立小学校以外に在籍するお子様　※インターナショナルスクールや特別支援学校等を含みます。

【学校内クラブ】

●利用できるクラブ：お子様の住所の学区域内にあるクラブのみ利用可能。

●利用できる時間　：クラブを開設している小学校の授業終了後からの預かりとなります。（当該小学校の学校休業日のみ朝から利用可能）

※江東区立小学校にのみ在籍し、通学している児童の入会を優先します。そのため、**4月1日からの入会希望の場合、三次募集後の審査となります**（三次募集時点で定員が埋まっている場合は保留となります）。ただし、学校外クラブにはこちらの条件がございません。集中募集期間の申請で、第二希望に学校外クラブを記入された場合は、先に学校外クラブで審査を行い、三次募集後に改めて第一希望の学校内クラブで審査をする流れとなります。

【学校外クラブ】

●利用できるクラブ：いずれのクラブも利用可能（江東きっずクラブ東雲第二のみ住所要件があります。P.15参照）

●利用できる時間　：お子様が在籍している小学校の授業終了時間からお預かりが可能です。

2　申請方法

申請方法と提出書類

◆書類の提出先

第一希望のクラブに、保護者が下記書類を持参のうえご提出ください。

※郵便、FAX、メール等での申請は受け付けしておりません。また、江東区役所では受け付けできません。

◆提出書類

書類名	概要	対象
①江東きっずクラブB登録利用申請書	保護者が記入します。	**全員**
②就労証明書（自営業等も含む）	就労を理由として申請する場合、所定の様式を勤務先に作成してもらいます。自営業の方や、保護者自身が事業者の証明担当の場合は自筆可能です。 また、変則勤務している方につきましては、併せてシフト表(直近3か月のうち、入会日時点の勤務状況に最も近い月の1か月分)の提出をお願いいたします。	**対象者（②、③いずれか）**
③保護者状況等報告書	就学・看護・疾病等の就労以外の要件で申請される場合に、所定の様式に保護者自身が記入します。要件に併せて④～⑧を添付してください。	**対象者（②、③いずれか）**
④在学証明（合格通知） ⑤時間割表等	就学・技術習得を理由として申請する場合。	対象者
⑥要介護者の診断書等	看護・介護を理由として申請する場合。	対象者
⑦医師の診断書等	保護者の疾病等を理由として申請する場合。	対象者
⑧障害者手帳等のコピー	保護者の障害等を理由として申請する場合。	対象者

※①は全員が対象です。②、③は保護者の要件に合わせて、いずれかをご提出ください。④～⑧は就労以外を理由に申請される場合の添付書類です。要件に沿ってご提出ください。

※兄弟姉妹で申請をする場合、①はお子様ごとに記入をお願いいたします。②～⑧は各1部の提出で構いません。

◆注意事項

●書類に不足がある場合は受け付けできません。

●書類に不備がある場合、受け付けができない可能性があります。
ご提出の際は、余裕を持って申請ください。



申請から利用までの流れ

利用申請 ⇨ 審査※1 ⇨ 結果通知の発送 ⇨ 入会説明会※2 ⇨ 利用開始

※1　P.8の審査基準に基づいて、指数が高い方から順に承認いたします。定員を超える申請があった場合は保留になる場合があります。

※2　入会が決まった各クラブで実施いたします。日程等の案内は、結果通知と一緒に送付いたします。
また、2月上旬ごろに区ホームページでも掲載いたします。

延長利用について

◆申請方法

申請によって、19時までの延長利用が可能です。また、年度の途中で延長利用を辞めることも可能です。

入会当初の申請	入会後の申請
「利用申請書」の右下にある利用時間についての欄の「19時」に○をしてください。	「申請事項変更届」をご提出ください。 （延長を辞める際も同様）

◆延長利用に関する注意事項

- ●江東きっずクラブ潮見・亀戸第三児童館の2クラブでは19時延長を実施していません。
- ●19時延長を利用すると、月額利用料が+1,000円の6,000円になります。**延長の利用日数に関わらず、月額単位での変更となります。**
- ●入会後の時間変更は、変更日の7日前を目途にお申し出ください。遅くとも変更当日までの受け付けとなります。日にちを遡って変更することはできませんのでご注意ください。
- ●延長利用をする場合は、保護者のお迎えが必要となります。

入学する学校が確定していない方について

◆学校選択制度の利用により、申請時に入学する学校が確定していない場合

学校内クラブを第一希望として申請をする場合、第一希望のクラブ欄に選択をした小学校（希望する小学校）を記入し、第二希望欄に学区域内の学校内クラブや、学校外クラブを記入してください。学校選択の結果確定後、通われる小学校に応じて審査を行います。なお、抽選もれにより希望する小学校に決まらなかった場合は、自動的に第二希望のクラブで審査をさせていただきます。この際、改めてのお手続きは不要です。

▶学校選択制度については、　学務課学事係（TEL：03-3647-9174）　へお問い合わせください。

◆受験等により、申請時に入学する学校が確定していない場合

申請当初は、学区域内の学校内クラブおよび、学校外クラブに申請が可能です。利用申請書の提出後に、届出いただいた小学校や希望するクラブを変更する場合は、下記のとおりお申し出ください。

【小学校が変わる場合】申請したクラブに、決定後の小学校をお知らせください。

【希望クラブを変更する場合】申請したクラブに「希望クラブ変更届」をご提出ください。

※第一希望クラブの変更は集中募集での申請のみが対象となり、令和9年1月29日（金）までの受け付けとなります。

産休・育休中の方の利用（申請）について



◆産前産後休暇を取得中の方

利用および、利用の申請が可能です。

◆育児休業を取得中の方

4月1日入会の申請	4月1日以外の入会の申請	入会後に育休を取得する場合※
復職日（予定を含む）が7月31日以前であれば申請が可能です。	復職予定日の1か月前から申請が可能です。（例：復職日が10月20日の場合、9月20日から申請可能。最短の入会日は10月15日入会）	4か月以内に復職をする予定の方を除き、退会となります。 （育休を4か月以上取得することが決まりましたら、きっずクラブにお知らせください。）

※産休・育休の取得および、復職する場合は、「申請事項変更届」にその旨を記載し、クラブへご提出ください。

休職・求職中の方の利用（申請）について

◆休職中の方

申請時点で取得している場合	入会後に取得する場合
「就労証明書」をご提出ください。証明書の取得が難しい場合は、疾病等を理由に申請することも可能です。	「申請事項変更届」にて休職を取得した旨をお申し出ください。クラブはそのままご利用いただけます。

◆求職中の方

入会予定日の時点で求職している場合※１	入会後に求職する場合※2
申請はできません。ただし、内定見込みで「就労証明書」をご提出いただける場合は申請可能です。	4か月以内に復職する予定の方を除き、退会となります。

※1 「利用申請書」を提出後に求職状態になった場合、入会予定日までに新たな勤務先での「就労証明書」をご提出いただければ、そのまま手続きは有効となります。

※2 求職になった場合および、復職される際は「申請事項変更届」と「就労証明書（復職時）」をクラブへご提出ください。

各種手続きについて

各種様式は各クラブにある他、区ホームページからもダウンロードできます。

◆利用申請書提出～入会するまでの間

いずれも書類の提出先は申請をした第一希望のクラブになります。

手続き内容	手続き方法
申請・入会を辞退する場合	「取下（辞退）届」をご提出ください。結果通知が届いた後に手続きをする場合は、結果通知も併せてご提出いただきます。
勤務状況が変わる場合	「申請事項変更届」と変更後の「就労証明書」等をご提出ください。集中募集で申請をした方の場合、1月末日までに手続きをしていただくと、変更後の内容で審査をいたします。
延長を利用する（辞める）場合	「申請事項変更届」をご提出ください。
希望クラブを変更する	「希望クラブ変更届」をご提出ください。第一希望のクラブ変更は、集中募集で申請をした方のみが対象で、なおかつ**1月末日までにご提出いただく必要**があります。
住所や保護者状況を変更する場合	「申請事項変更届」をご提出ください。

※入会の辞退や利用時間の変更は、入会日より前にお申し出ください。入会後になると、各種費用が発生いたします。

◆入会後の手続き

いずれも書類の提出先は利用しているクラブになります。

手続き内容	手続き方法
退会する場合	「退会届」をご提出ください。なお、退会日の属する月まで各種費用が発生いたします。
勤務先が変わる場合	「申請事項変更届」と変更後の「就労証明書」等をご提出ください。
延長を利用する（辞める）場合	「申請事項変更届」をご提出ください。
クラブを変更する場合	ご利用のクラブに「退会届」を提出のうえ、新たに「入会申請書」と「各種証明書」の提出が必要となります。
住所や保護者状況を変更する場合	「申請事項変更届」をご提出ください。

※詳細な事例はP.10のQ＆Aに掲載しております。併せてご覧ください。

3 費　用

費用とお支払い方法

◆費用　　下記の①～③をご負担いただきます。

①利用料（月額）　：5,000円（延長を利用する場合は6,000円。※利用日数に関わらず月額での負担となります）

②間食費（月額）　：1,500円（アレルギー等によりおやつを持参される場合などは負担無し。※事前の届出が必要です）

③保険料（年額）　：500円　（自己加入の保険で対応する場合は負担無し。※事前の届出が必要です）

◆お支払い方法

①利用料

原則口座振替でのお支払いとなります。口座振替の申込書は、結果通知と一緒にお送りする他、クラブで実施する入会説明会等でお渡しします。入会日までに金融機関や郵便局でお手続きをしていただく必要があります。

※既に兄弟姉妹が入会し、口座振替を利用している場合でも改めてお手続きいただく必要がございます。

※振替日は毎月月末（金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

※口座振替を開始する際は、開始月の20日前後に「口座振替開始のお知らせ」を郵送いたします。

※口座振替のお手続きが完了するまでは、納付書にてお支払いください（納付書は4月と10月に郵送いたします）。

②間食費　・　③保険料

各クラブへお支払いください。

※間食をしない場合は、入会日の7日前までに「間食しない届出」をクラブへご提出ください。

※保険に加入しない場合は、入会日の7日前までに「傷害保険に加入しない届出」をクラブへご提出ください。

費用の減額･免除･助成

◆費用の減額制度

江東きっずクラブB登録を2名以上のお子様が利用している世帯を対象に、学年の最も低い1名を除く、その他のお子様の利用料を5割減額いたします。（例：3年生の兄と1年生の妹で利用してる場合、兄の利用料が半額の2,500円、延長利用時は3,000円になります）

◆利用料の免除、間食費および保険料の助成制度

下記のいずれかに該当する世帯は、利用料が免除（無料）となり、間食費および保険料は江東区が助成（負担）いたします。

①令和8年度の特別区民税・都民税が非課税の世帯

②生活保護受給世帯

③児童の両親が不存在（死別、行方不明等）で、祖父母等が養育している世帯

※③は両親のいずれか、または両方から生活の扶助を受けていない事が要件です。

【必要書類】(a)は全員が対象です。(b)・(c)は保護者の要件に合わせて、必要に応じてご提出ください。

書類名	概要	対象
(a)利用料減額・免除助成申請書	保護者の方が記入します。	**全員**
(b)両親の 令和8年度住民税非課税証明書	**令和8年1月1日に江東区に住民登録がない方**はご提出ください。（住民登録がある方は不要です）	①の要件で申請する対象者
(c)両親の 生活保護受給証明書	**江東区以外で生活保護を受給している方**はご提出ください。（江東区で受給している方は不要です）	②の要件で申請する対象者

【提出方法】

上記の書類を揃えて、利用申請の際にクラブへご提出ください。利用申請同様に、毎年度の提出が必要です。（利用申請書と同時の提出が難しい場合は、入会日の7日前までにご提出ください。**入会後に提出された場合は、提出日の翌月からの適用となります。保険料の助成は、入会前に提出された場合のみ適用されます。**）

※減額、免除の事由が消滅した場合は、消滅した日の属する月まで適用されます。

4 審 査 方 法

審査方法について

◆審査方法

入会基準表に基づき、各クラブ指数の高いお子様から順番に入会を決定していきます。
指数の算出方法は、保護者の状況点（両親のうち、指数が低い方の点数を採用）＋お子様の学年点＋調整点　となります。
（例：保護者の就労により12点、お子様が2年生、両親のいずれかが単身赴任している場合…12点+4点+2点＝18点となります）
申請数が定員に達したクラブにおいて、指数が同点になった場合は、①児童の学年　②保護者の状況　③保護者の帰宅時間　④未就学児の児童有無　⑤昨年度の利用日数　の順に優先順位を設けます。
申請内容が事実に反するものは審査の対象といたしません。また、入会が決定した後に発覚した場合は、承認を取り消します。

◆保留になった場合

- ●第一希望のクラブが保留になった場合、第二希望を記入していると自動的に第二希望のクラブで審査を行います。
- ●江東きっずクラブA登録へ申込みすることも可能です。その場合は、A登録に在籍しつつ、B登録に空きが出るのをお待ちいただけます。

※いずれも、第一希望のクラブに空きが出た際に、指数が高い方から順にお電話等にてご案内いたします。

入会基準表

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">区分</th><th>指数</th><th>算出方法</th></tr>
<tr><td rowspan="16">保護者の状況</td><td rowspan="6">就労
(8時から13時を除く時間帯の就労がある)</td><td rowspan="3">自宅外勤務</td><td>週5日勤務（月20日以上）</td><td>最高12点</td><td rowspan="15">(1)就労等に従事する日数が週5日の場合、9時から13時までの1時間を1点、13時から17時までの30分を1点、17時から翌日9時までの1時間を1点として算出する。

(2)就労等に従事する日数が週4日の場合、(1)により算出した指数から3点を減ずる。

(3)就労等に従事する日数が週3日の場合、(1)により算出した指数から5点を減ずる。

(4)自宅内勤務の場合は、従事する週当たりの日数により、それぞれ自宅外勤務の場合により算出した指数から2点を減ずる。

(5)勤務形態により、指数の算出が上記の方法により難しい場合は、別に定める基準による。</td></tr>
<tr><td>週4日勤務（月16日以上20日未満）</td><td>最高 9点</td></tr>
<tr><td>週3日勤務（月12日以上16日未満）</td><td>最高 7点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自宅内勤務
※恒常的に週3日以上または月の勤務日数のうち6割以上の在宅勤務をしている方のみ対象</td><td>週5日勤務（月20日以上）</td><td>最高10点</td></tr>
<tr><td>週4日勤務（月16日以上20日未満）</td><td>最高 7点</td></tr>
<tr><td>週3日勤務（月12日以上16日未満）</td><td>最高 5点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">看護又は介護</td><td rowspan="3">(1)2箇月以上自宅内において、常時看護または介護を行う場合
(2)1箇月につき12日以上自宅外で看護または介護を行う場合</td><td>週5日（月20日以上）</td><td>最高12点</td></tr>
<tr><td>週4日（月16日以上20日未満）</td><td>最高 9点</td></tr>
<tr><td>週3日（月12日以上16日未満）</td><td>最高 7点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">就学又は技術習得</td><td rowspan="3">1箇月につき12日以上自宅外で、かつ、その時間が13時から17時の間に2時間以上の就学又は技術習得を常態とする場合</td><td>週5日（月20日以上）</td><td>最高12点</td></tr>
<tr><td>週4日（月16日以上20日未満）</td><td>最高 9点</td></tr>
<tr><td>週3日（月12日以上16日未満）</td><td>最高 7点</td></tr>
<tr><td>疾病</td><td colspan="2">(1)2箇月以上の入院を要する場合
(2)1週につき3日以上(午前中を除く)の通院を2箇月以上要する場合
(3)居宅内で寝たきりの状態にある場合
(4)居宅内で精神性又は感染症疾患により2箇月以上療養を要する場合</td><td>12点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">心身障害</td><td colspan="2">身体障害者手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度、2度若しくは3度
又は精神障害者保健福祉手帳1級、2級若しくは3級</td><td>14点</td></tr>
<tr><td colspan="2">身体障害者手帳3級又は愛の手帳4度</td><td>13点</td></tr>
<tr><td colspan="2">身体障害者手帳4級又は上記以外の障害者</td><td>12点</td></tr>
<tr><td>両親不存在</td><td colspan="2">死亡、行方不明等の場合</td><td>15点</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">上記に掲げるもののほか、明らかに適切な保護を受けられない場合</td><td>最高12点</td><td>上記算出方法に準ずる。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">児童の学年</td><td colspan="3">第1学年</td><td>7点</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">第2学年</td><td>4点</td></tr>
<tr><td colspan="3">第3学年</td><td>1点</td></tr>
<tr><td colspan="3">第4学年以上</td><td>0点</td></tr>
<tr><td colspan="3">障害児（第1学年から第6学年まで）</td><td>7点</td><td>※条件等はP.9参照</td></tr>
<tr><td rowspan="2">調整点</td><td colspan="3">父若しくは母が死亡し、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある場合</td><td>3点</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">単身赴任等区長が特別な事情があると認める場合</td><td>2点</td></tr>
</table>

5　障害等のあるお子様について

受け入れ、通所について

下記の①～④の要件を満たすお子様が受け入れ対象です。

①クラブへの通所ができること※　　③クラブの設備で受け入れが可能なこと

②クラブで集団活動が可能なこと　　④障害の程度が軽度から中程度であること

※自力通所が基本です。保護者等の補助により通所が可能な場合は、結果通知日までに送迎に関する同意書の提出が条件となります。**クラブでの送迎は行っておりません。**

※お子様の症状等によっては、入会にあたっての条件を付して承認する可能性があります。

審査方法について

◆審査について

クラブでの受け入れにあたっては、事前にお子様の生活状況等を調査させていただき、医師等の専門家による審査を行ったうえで、入会の可否を決定いたします。

●審査の結果によっては、入会をお断りする場合や、保留となる場合がございます。

●施設の規模や、障害等のあるお子様が複数在籍している場合、**他のきっずクラブや、他事業の放課後等デイサービス※をご案内させていただく場合がありますので予めご了承ください。**

●放課後等デイサービスや民間の学童クラブなど、他の事業を併用している方については、その年度の障害児等の受け入れ人数に応じて利用日数や曜日の調整をお願いすることがあります。

●きっずクラブは年度ごとの申請となります。**継続で利用をしている場合でも、翌年度以降についてご希望に沿えない可能性がありますので、事前に他の事業などとの併用をご検討ください。**

●土曜江東きっずクラブについては、平日のきっずクラブで受け入れ可能となった場合でも、障害等のあるお子様が複数在籍している場合は、希望のクラブに入会できない可能性があります。

※放課後等デイサービスとは、障害者支援課が所管の障害者通所支援事業の一つです。
利用については、別途申請が必要となります。申請の流れについては、江東区のホームページに掲載していますのでご参照ください。施設の空き状況については、直接事業所へお問い合わせいただくようお願いいたします。
▶【申請に関する連絡先】障害者支援課障害児支援係（TEL：03-3647-7559）

◆利用審査の指数について

下記の①～③に該当する場合、入会基準表（P.8参照）におけるお子様の学年点が7点になります。

①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳の交付を受けている方

②特別支援学級・特別支援学校に在籍している方

③医師、発達支援センター等の公的機関の意見等により、①と同程度の障害を有していると認められる方

※①、③は利用の申請時に各種手帳や診断書・通所受給者証等を確認いたします。

◆その他注意事項

●事前の調査は、「調査票兼同意書」を保護者にご記入いただいたうえで実施しております。

●審査の内容によっては、結果通知の発送が通常時より遅れる可能性があります。

医療的ケアが必要なお子様の申請について

申請を検討している方は、江東区役所地域教育課へご相談ください。（連絡先はP.16をご参照ください）

※必要な医療的ケアの内容によっては、ご入会をいただけない可能性があります。

6　よくあるご質問（Q&A集）

利用の申請に関する質問

Q1　「保護者」とはどのような立場の人を指しますか？

A1　こちらの案内では、「父と母」を指しひとり親家庭の場合は、「父もしくは母」を指しています。
例えば、両親が存在せず、祖父母等に養育されているお子様は「保護者がいない」という扱いになり、両親不存在を理由としてきっずクラブへの申請が可能です。

Q2　申請時に就労証明書の準備だけ間に合いません。他の書類だけ先に受け付けしてもらうことは可能ですか？

A2　きっずクラブＢ登録は就労等をしている事が利用の条件となります。そのため、要件の確認に必要な就労証明書等の書類が不足している状態では受け付けができません。一部の書類を先にお預かりすることもできませんので、必ず書類を揃えてご提出いただくようお願いします。

Q3　申請段階で江東区内に住所がない場合、手続きは可能ですか？

A3　可能です。ただし、**「入会予定日」までに江東区に住民登録を行っていただく必要があります**。
なお、利用申請書に転居予定先住所をご記入いただく欄がありますので、申請の際に分かる範囲の住所をご記入ください。
※住所未定のため、入学する小学校が決まっていない場合も、見込みで申請が可能です。申請後に希望するクラブが変更になる場合は、「希望クラブ変更届」をご提出ください（集中募集で申請をされた場合、第一希望クラブの変更は令和9年1月29日（金）までとなります）。

Q4　「就労証明書」は所定の様式以外でも手続きができますか？

A4　きっずクラブの申請における就労証明書は、国が示している標準様式を導入しており、一部、江東きっずクラブ独自の項目があります。その他の様式(保育園の様式含む)でご提出いただいた場合、指数計算が不利になる場合や、項目によっては受け付けそのものが出来ない可能性がありますので、所定の様式のご利用を推奨しております。なお、所定の様式以外でご提出いただいた場合は、令和9年1月29日(金)までにきっずクラブ専用の様式で再度ご提出いただければ、差し替え後の内容にて審査いたします。

Q5　「就労証明書」の雇用期間の終了日が入会日より前でも受け付けしてもらうことは可能ですか？

A5　可能です。ただし、雇用契約の満了後の更新が「無」もしくは「未定」の場合は、入会日までに契約終了日後の就労証明書をクラブへご提出いただく必要がございます。
入会日までに提出がなかった場合は、入会申請は取り消し扱いとなりますので、必ずご提出いただきますようお願いいたします。

Q6　利用申請書を提出した後に就労状況等が変わった場合はどのような手続きが必要ですか？

A6　利用の要件がなくなる場合は、取り下げの手続きが必要です。取下（辞退）届をクラブへご提出ください。
勤務先や勤務時間が変更になる場合は、新しい就労証明書等と申請事項変更届をご提出ください。
※集中募集で申請をした場合、令和9年1月29日（金）までにお手続きいただければ変更後の内容で審査を行います。

Q7　12月中に現職を退職予定であり、転職先が決定している場合、どちらの会社の就労証明書を提出すれば良いですか？

A7　入会日時点の就労状況を証した就労証明書が必要であるため、既に転職先が決定している場合、原則転職先にて発行された就労証明書を使用し、申請してください。やむを得ず申請時点で入手できない場合、令和9年1月29日(金)までに転職先の就労証明書にてお手続きいただければ変更後の内容で審査いたします。

入会後の手続きなどに関する質問

Q8　申請をした内容に変更があった場合は、どのような手続きが必要ですか？

A8　いずれも、必要書類を利用しているクラブへご提出ください。
◆転職をする場合…新たな勤め先の「就労証明書」と「申請事項変更届」をご提出ください。
◆離職し、求職状態になる場合…4か月以内に復職されない場合は、「退会届」をご提出ください。
◆育児休暇を取得する場合…4か月以内に復職の予定が無い場合は、「退会届」をご提出ください。
◆住所・氏名・保護者に変更があった場合…「申請事項変更届」をご提出ください。
◆ひとり親で申請をした方が、婚姻・同居等をした場合…相手方の「就労証明書」等と「申請事項変更届」が必要となります。費用の免除・助成申請をしていた場合、相手方も含めた変更後の世帯で再審査を行い、要件を満たさない場合は免除・助成が取り消しとなります。
◆離婚を前提とする別居等をされる場合…「申請事項変更届」をご提出ください。変更後の世帯において、前年度の住民税が非課税となる場合、費用の免除・助成の対象となりますので、その際は「免除・助成申請書」も併せてご提出ください。
◆生活保護の受給が開始となった場合…費用の免除・助成対象となりますので、「免除・助成申請書」をご提出ください。生活保護が廃止となった場合は廃止となった月の末日にて、免除・助成が取り消しとなります。

Q9　一時的にクラブを休会することはできますか？

A9 休会はできません。ただし、退会をした後に改めて入会の申請をすることは可能ですが、再度申請した際に定員に達している場合は、入会はできません。なお、クラブを利用しない日や月がある場合でも、利用料はひと月単位で発生しますのでご注意ください。間食費については、月単位で利用しない場合に限り、事前に「間食をしない届出」をご提出いただくことにより、料金が発生いたしません。

Q10　年度の途中で他のきっずクラブB登録に異動することはできますか？

A10 可能です。現在利用しているクラブに「退会届」をご提出いただき、異動希望のクラブへ改めて書類一式をご提出ください。提出日については、退会届は退会日の7日前までに、入会はP.2をご参照ください。

※必要書類の内、就労証明書については当初ご提出いただいた内容から変更が無い場合に限り、提出済みの証明書の写しにて手続きが可能です。写しをご希望の際は、当初に申請をしたクラブへお申し出ください。

※異動希望のクラブに空きがない場合、現在利用をしているクラブを第二希望にご記入いただくことにより、現在のクラブに空きがある場合は、在籍したまま第一希望の空きが出るのをお待ちいただくことが可能です。ただし、在籍する小学校が変わる場合や、引っ越しをする場合は、下記Q11をご参照ください。

※月途中でクラブを異動する場合、異動の初月の間食費のみ双方のクラブでご負担いただきます。

Q11　入会後に区内で引っ越しや転校をする場合はどのような手続きをすればいいですか？

A11 ◆学校内クラブを利用中の場合…転校をする場合は、現在利用しているクラブに「退会届」をご提出いただきます。転校先でもきっずクラブB登録の利用を希望する際は、改めて入会の申請が必要です。提出日については、退会届は退会日の7日前までに、入会はP.2をご参照ください。住所が変わっても通われる学校に変更がない場合は、引き続き同じクラブを利用いただけます。

◆学校外クラブを利用中の場合…区内に住民登録がある場合は、引っ越しや転校をしても、引き続き同じクラブに通えます。クラブの変更を希望する場合は、上記のQ10をご参照ください。

※住所の変更のみの場合は、「申請事項変更届」をご提出ください。

※月途中（15日入会）でクラブを異動する場合、異動の初月の間食費のみ双方のクラブでご負担いただきます。

Q12　きっずクラブB登録からきっずクラブA登録に変更は可能ですか？

A12 可能です。現在利用しているクラブに「退会届」をご提出いただき、新たにA登録の申請をしてください。A登録は最短で申請の翌日からご利用いただけます。

※A登録の費用の内、保険料についてはB登録で加入していれば新たに費用は発生しません。

Q13　月の途中でクラブを退会する場合、利用料や間食費はどのような扱いになりますか？

A13 各費用は1ヶ月単位で発生しますので、利用日数に応じた減額はありません。例えば、10月1日付で退会をした場合は、10月分まで費用が発生いたします。利用しない月が確定しているようでしたら、遅くともその月の前月末日までに退会手続きを済ませていただくようお願いします。

なお、退会される日の属する月より後の費用をお支払い済みの場合は還付（返金）いたします。

◆利用料…江東区地域教育課より「還付請求書」を郵送いたします。

◆間食費…クラブより直接返金いたします。

その他のご質問

Q14　夏休み等の一日育成の日に、午後から利用することは可能ですか？

A14 遠足などのイベントで午後からの受け入れができない場合を除き、可能です。
詳しくは各クラブの入会説明会等でご案内いたします。

Q15　夏休み等の一日育成の日に、昼食をとるために一度帰宅することはできますか？

A15 昼食をとるための一時帰宅はできません。午前から午後にかけて利用をされる場合は、お弁当の持参をお願いします。詳しくは各クラブの入会説明会等でご案内します。

Q16　事前にクラブを見学することはできますか？

A16 可能です。詳しくは希望されるクラブへ直接お問い合わせください。（連絡先はP.14～15参照）

Q17　土曜江東きっずクラブはどのように申し込みますか？

A17 案内および申込書を、B登録の結果通知と一緒に郵送いたします。お手元に届いてから、別途申請をしていただく必要があります。（詳細はP.13参照）

Q18　B登録の1日の過ごし方を教えてください

A18 下記のようになります。

	学校運営日（授業のある日）	学校休業日（夏休み・振替休業日等）
8時		※1入退室カードをかざし、登室
		宿題等の学習時間
～	学校で授業 	育成室・体育館・校庭などで楽しく遊びます
		昼食
12時		休憩などゆっくり過ごします
13時	※1入退室カードをかざし、登室	
14時	宿題等の学習時間後、遊びの時間があります	育成室・体育館・校庭などで楽しく遊びます
	おやつ	おやつ
～	自由時間など	自由時間など
	帰りの会後、※1入退室カードをかざし ※2集団で下校	帰りの会後、※1入退室カードをかざし ※2集団で下校
18時	延長利用（保護者のお迎えが必要です）	延長利用（保護者のお迎えが必要です）
19時		





※1　お子様が入退室カードをかざすと、連絡帳アプリに入退室の時刻の通知が届きます。

※2　保護者からの連絡により、帰宅時間を指定できます。

7　土曜江東きっずクラブについて

運営内容



下記の①～②のいずれかに該当する場合に申請が可能です。

①江東きっずクラブB登録に在籍しているお子様

②江東きっずクラブB登録が保留になったため、きっずクラブA登録を利用しているお子様

※B登録を辞退または退会された場合は、利用対象外となります。

(年度途中で利用対象外となった場合、退会、保留を辞退した月の末日まで土曜江東きっずクラブの利用が可能です。)

【開設期間】令和9年4月1日～令和10年3月31日　※最短で申請の翌週の土曜日から利用可能

【開設日時】土曜日（祝日、年末年始を除く）　8時30分～17時00分

【活動内容】学校休業日のB登録に準じた活動を行います（P.12のQ18参照）。午後まで参加される場合は、お弁当をご持参ください。
なお、土曜日のおやつ提供はございませんので、ご希望の方は持参していただくようお願いいたします。

土曜江東きっずクラブ一覧

ご希望のクラブ1か所を選んで申請が可能です。

クラブ名（公設民営）	電話番号	所在地
土曜江東きっずクラブ平野児童館	03-3630-2561	平野1-2-3　（平野児童館内）
土曜江東きっずクラブ深川	03-3634-0209	高橋14-6　（深川北子ども家庭支援センター内）
土曜江東きっずクラブ豊洲四丁目	03-3532-3581	豊洲4-11-20-137　（スターコート豊洲内）
土曜江東きっずクラブ東雲児童館	03-3529-1795	東雲2-4-4-102　（東雲児童館内）
土曜江東きっずクラブ潮見	03-5606-9320	潮見1-29-16　（潮見一丁目都営住宅敷地内）
土曜江東きっずクラブ千田児童館	03-3699-6254	千田21-18　（千田児童館内）
土曜江東きっずクラブ平久	03-3645-3771	木場1-3-6　（平久小学校北側向）
土曜江東きっずクラブ東陽児童館	080-7249-1087	東陽5-16-13　（東陽児童館内）
土曜江東きっずクラブ亀戸児童館	03-3685-5944	亀戸2-1-19　（亀戸児童館内）
土曜江東きっずクラブ浅間竪川	03-3684-3901	亀戸9-34-1-141　（亀戸レジデンス内）
土曜江東きっずクラブ大島第二児童館	070-1424-9489	大島4-5-1　（大島第二児童館内）
土曜江東きっずクラブ三大	03-5626-6921	大島9-6-17　（都営大島九丁目第２アパート敷地内）
土曜江東きっずクラブ南砂児童館	080-7249-1079	南砂2-3-17　（南砂児童館内）
土曜江東きっずクラブ南砂六丁目	03-3640-5479	南砂6-5-2-101　（南砂六丁目都営住宅内）

申請方法



◆提出書類・受付場所　（下記①～②の書類をご希望の土曜江東きっずクラブに提出）

①土曜江東きっずクラブ利用申込書

②江東きっずクラブB登録「利用承認書」もしくは「保留通知」

※土曜江東きっずクラブの申込書は、B登録の結果通知と一緒に郵送いたします。

【土曜日の受付場所・時間】希望する土曜きっずクラブ事務室で、8時30分～17時00分 に受け付けます。

【平日の受付場所・時間】一部クラブで土曜日の受付場所と異なりますのでご注意ください。

クラブ名	受付時間	平日の受付場所
土曜江東きっずクラブ潮見	9時30分～18時00分	江東きっずクラブ潮見
土曜江東きっずクラブ東陽児童館	10時30分～19時00分	江東きっずクラブ東陽（東陽小学校内）TEL：03-3644-2062
土曜江東きっずクラブ大島第二児童館		江東きっずクラブ一大（第一大島小学校内）TEL：03-3638-2807
土曜江東きっずクラブ南砂児童館		江東きっずクラブ四砂（第四砂町小学校内）TEL：03-3699-5860
上記以外		利用を希望するクラブ

8　クラブ一覧　　※印のクラブは公営のきっずクラブです。

学校内クラブ

小学校や、隣接する建物の中にあるクラブの一覧です。

クラブ名	事務室電話	所在地（申請先）
江東きっずクラブ明治	03-3641-1281	〒135-0033　深川2-17-26　（明治小学校内）
江東きっずクラブ深川	03-3634-0209	〒135-0005　高橋14-6　（深川北子ども家庭支援センター内）
江東きっずクラブ八名川	03-3633-6852	〒135-0007　新大橋3-1-15　（八名川小学校内）
江東きっずクラブ臨海	03-3641-5910	〒135-0048　門前仲町1-1-6　（臨海小学校内）
江東きっずクラブ越中島(注1)	03-3643-1367	〒135-0044　越中島3-6-38　（越中島小学校校庭内別棟）※仮校舎(南砂2-3-13)にて運営
江東きっずクラブ数矢	03-3642-0674	〒135-0047　富岡1-18-7　（数矢小学校内）
江東きっずクラブ平久	03-3645-3771	〒135-0042　木場1-3-6　（平久小学校北側向）
江東きっずクラブ東陽	03-3644-2062	〒135-0016　東陽3-27-12　（東陽小学校内）
江東きっずクラブ南陽	03-5606-9078	〒135-0016　東陽2-1-20　（南陽小学校内）
江東きっずクラブ川南	03-3647-0618	〒135-0015　千石2-9-12　（川南小学校内）
江東きっずクラブ扇橋	03-3647-0576	〒135-0014　石島18-5　（扇橋小学校内）
※ 江東きっずクラブ元加賀	03-3641-0627	〒135-0021　白河4-3-19　（元加賀小学校内）
江東きっずクラブ毛利	03-3634-7669	〒135-0001　毛利2-2-2　（毛利小学校敷地内別棟）
江東きっずクラブ東川	03-5624-0382	〒135-0002　住吉1-12-2　（東川小学校内）
江東きっずクラブ豊洲	03-3531-9471	〒135-0061　豊洲4-4-4　（豊洲小学校内）
江東きっずクラブ豊西	03-3531-5784	〒135-0061　豊洲5-1-35　（豊洲西小学校内）
江東きっずクラブ豊北	080-3468-7521	〒135-0061　豊洲3-6-1　（豊洲北小学校内）
江東きっずクラブ東雲	03-3528-1771	〒135-0062　東雲2-4-11　（東雲小学校内）
江東きっずクラブ有明	03-3527-6360	〒135-0063　有明2-10-1　（有明小学校内）
江東きっずクラブ枝川	03-3647-8731	〒135-0051　枝川3-5-3　（枝川小学校内）
江東きっずクラブ辰巳	03-3521-1172	〒135-0053　辰巳1-11-1　（辰巳小学校内）
江東きっずクラブ一亀	03-3684-6471	〒136-0071　亀戸2-5-7　（第一亀戸小学校内）
江東きっずクラブ二亀	03-5626-2028	〒136-0071　亀戸6-36-1　（第二亀戸小学校内）
※ 江東きっずクラブ香取	03-3682-2205	〒136-0071　亀戸4-26-22　（香取小学校内）
江東きっずクラブ水神	03-3681-1971	〒136-0071　亀戸5-22-22　（水神小学校内）
江東きっずクラブ一大	03-3638-2807	〒136-0072　大島2-41-4　（第一大島小学校内）
江東きっずクラブ二大	03-3684-4503	〒136-0072　大島3-16-2　（第二大島小学校内）
江東きっずクラブ三大	03-5626-6921	〒136-0072　大島9-6-17　（都営大島九丁目第２アパート敷地内）
江東きっずクラブ四大	03-3636-3363	〒136-0072　大島6-7-8　（第四大島小学校内）
江東きっずクラブ五大	03-3681-6610	〒136-0072　大島8-40-13　（第五大島小学校内）
江東きっずクラブ南央	03-3683-3261	〒136-0072　大島4-18-5　（大島南央小学校内）
江東きっずクラブ砂町	03-3646-7914	〒136-0073　北砂4-13-23　（砂町小学校内）
江東きっずクラブ二砂	03-3640-5362	〒136-0074　東砂7-17-30　（第二砂町小学校内）
江東きっずクラブ四砂	03-3699-5860	〒136-0076　南砂2-13-18　（第四砂町小学校内）
江東きっずクラブ五砂	03-3615-0444	〒136-0074　東砂8-11-5　（第五砂町小学校内）
江東きっずクラブ六砂	03-3646-4801	〒136-0073　北砂6-26-6　（第六砂町小学校内）
江東きっずクラブ七砂	03-3649-9821	〒136-0074　東砂3-21-5　（第七砂町小学校内）
江東きっずクラブ小名木川(注2)	03-3636-4562	〒136-0073　北砂5-22-10　（小名木川小学校内）※仮校舎(大島5-52-15)にて運営
江東きっずクラブ東砂	03-3647-8037	〒136-0074　東砂2-12-14　（東砂小学校内）
※ 江東きっずクラブ北砂(注3)	03-3647-1981	〒136-0073　北砂1-3-33　（北砂小学校隣）
江東きっずクラブ南砂	03-3645-5065	〒136-0076　南砂2-3-21　（南砂小学校内）
江東きっずクラブ亀高	03-3649-8601	〒136-0073　北砂5-20-16　（亀高小学校内）
江東きっずクラブ有明西	03-5500-5861	〒135-0063　有明1-7-13　（有明西学園内）

学校外クラブ

児童館や集合住宅等の中にあるクラブの一覧です。

クラブ名	事務室電話	所在地（申請先）
江東きっずクラブ平野児童館	03-3630-2561	〒135-0023　平野1-2-3　（平野児童館内）
江東きっずクラブ塩浜	03-3647-7093	〒135-0043　塩浜2-8-29-101　（トミンハイム塩浜二丁目第１内）
江東きっずクラブ潮見	03-5606-9320	〒135-0052　潮見1-29-16　（潮見一丁目都営住宅敷地内）
江東きっずクラブ豊洲三丁目	03-3533-7388	〒135-0061　豊洲3-5-21-101　（ロイヤルパークス豊洲内）
江東きっずクラブ豊洲四丁目	03-3532-3581	〒135-0061　豊洲4-11-20-137　（スターコート豊洲内）
江東きっずクラブ東雲児童館	03-3529-1795	〒135-0062　東雲2-4-4-102　（東雲児童館内）
江東きっずクラブ東雲第二 (注4)	03-3534-2500	〒135-0062　東雲1-9-13-101　（東雲キャナルコートＣＯＤＡＮ内）
江東きっずクラブ東雲第三	03-5530-2236	〒135-0062　東雲2-7-3　（トミンタワー東雲内）
※ 江東きっずクラブ辰巳児童館 (注5)	03-3521-3262	〒135-0053　辰巳1-1-36　（辰巳児童館内）
江東きっずクラブ千田児童館	03-3699-6254	〒135-0013　千田21-18　（千田児童館内）
※ 江東きっずクラブ東陽児童館	03-3615-4353	〒135-0016　東陽5-16-13　（東陽児童館内）
江東きっずクラブ亀戸児童館	03-3685-5944	〒136-0071　亀戸2-1-19　（亀戸児童館内）
※ 江東きっずクラブ亀戸第三児童館	03-3636-5380	〒136-0071　亀戸7-39-9　（亀戸第三児童館内）
江東きっずクラブ浅間竪川	03-3684-3901	〒136-0071　亀戸9-34-1-141　（亀戸レジデンス内）
※ 江東きっずクラブ大島第二児童館	03-3637-2660	〒136-0072　大島4-5-1　（大島第二児童館内）
江東きっずクラブ東砂児童館	080-9036-1814	〒136-0074　東砂7-15-3　（東砂児童館内）
※ 江東きっずクラブ南砂児童館	03-3649-7752	〒136-0076　南砂2-3-17　（南砂児童館内）
江東きっずクラブ南砂六丁目	03-3640-5479	〒136-0076　南砂6-5-2-101　（南砂六丁目都営住宅内）

★一覧に無い「第二辰巳小学校・浅間竪川小学校・第三砂町小学校」の3校は、江東きっずクラブA登録のみ実施します。

(注1)越中島小学校の改修工事のため、令和9年1月から令和10年7月まで南砂仮校舎（南砂2-3-13）で運営予定です。

(注2)小名木川小学校の改修工事のため、令和9年7月まで大島仮校舎（大島5-52-15）で運営予定です。

(注3)江東きっずクラブ北砂は、改修工事のため、令和9年3月までスポーツ会館内（北砂1-2-9）での運営になります。

(注4)東雲一丁目9番の居住者（4号・パークタワー東雲、31号と32号・ダブルコンフォートタワー、50号・プラウドタワーを除く）の方のみ利用可。
令和8年度にクラブに入会している小学校1・2年生（途中退会者は除く）とその兄弟姉妹は、住所要件を満たさなくても申請可能です。

(注5)周辺地域の児童増加のため、第二辰巳小学校以外の区立小学校の児童は三次募集以降の審査となります。

私立（共同自主）学童クラブについて



区から補助を受け、NPO法人や父母会が設置する運営委員会が運営しています。
保護者が就労等をしている小学生が対象で、時間延長等も行っています。
※募集を締め切っている場合があります。詳細は、各クラブへお問い合わせください。

クラブ名	事務室電話	所在地
ライト学童保育クラブ	03-5620-0693	富岡1-15-9深川えんみち2階
大島六丁目共同学童クラブ	03-3636-8139	大島6-1-7
ライト学童保育クラブよりみち	03-5620-0693	冬木16－7



お問い合わせ先

江東区教育委員会事務局　地域教育課放課後支援係

〒135-8383　江東区東陽4-11-28

TEL：03-3647-9308・FAX：03-3647-9274

平日　8時30分～17時00分

▶各江東きっずクラブへの連絡先

↳P.14～15のクラブ一覧をご参照ください